

「地震等被害速報」システム実施要領

関東液化石油ガス協議会

1. 目的

東日本大震災を契機に広域且大規模な災害が発生した時、ライフラインの一端を担うLPガス事業者団体として、被災地域並びにLPガス供給事業者の被災状況及びLPガス供給消費者に関する被害状況情報の収集は、災害時の対応では重要な位置づけになると考え、本情報を関係機関に伝達することにより情報の共有化を図り被災地域の復旧支援活動に資する事を目的とする。

2. 報告時期

震度5強以上の地震をはじめとする広域かつ大規模な風水害等の災害が発生したとき（自発的に報告して頂く）

3. 報告方法

- ① 関東液化石油ガス協議会（<http://www.kan-eki.jp/>）のホームページに掲示している災害情報にアクセス
- ② 掲載している用紙（別紙）に本社で情報を取り纏め、第1報～第3報のひな型を参考とし入力後 ⇒ 送信
- ③ 送信されたデータは、関東液化石油ガス協議会事務局と共に関東東北産業保安監督部保安課並びに関東経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に送信データが転送される。

4. 通報訓練

本災害対策システムの周知徹底及び習熟度を高め災害への備えを図るため、年に2回程度災害情報システムを使った被害状況報告についての通報訓練を行う事とする。

5. 通報実施者

関液協事務局を本部とし関東東北産業保安監督部並びに関東経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課の監督のもと、販売登録の会員事業者の通報訓練による情報収集とする。

6. その他

本訓練では報告事項等の精度を高める為、実施本部並びに関東東北産業保安監督部並びに関東経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課より内容確認をさせて頂く場合がある。